

# 市道除雪作業報償金

○ 除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、除雪作業を行う町内会へ報償金を支給します。



## 報償金制度の内容

### ●対象者

- ①町内会
- ②町内会の組、班

### ●対象路線

除雪路線に指定していない市道（狭隘な市道）  
※住居等があり、冬期の道路交通確保が必要な路線が対象

### ●対象期間

12月1日から翌年3月15日まで

### ●報償金の額

除雪延長1mあたり1回50円  
※計算例（100mを18回除雪した場合）  
100m×50円×18回＝90,000円

### ●除雪作業方法

普通自動車1台が通行可能な程度に、小型除雪機や消雪パイプ等を使用して雪を除去する作業（除雪作業の手法は問いません）

※対象となる主な経費

- ① 除雪作業の労務費
- ② 除雪機械の燃料費、損料、諸経費
- ③ 消融雪施設の電気料金、点検・修繕費

### ●除雪作業の実施回数

上越市降雪予報地区（25地区）ごとに、対象期間における除雪事業者が除雪のために出勤した回数を上限とする。なお、除雪事業者の出勤回数は市で確認し、対象者へ通知します。

## 申請方法等

### ①【申請者→市】

団体登録申請書の提出  
（除雪延長、除雪方法などを記載する申請書と位置図）  
※変更がなければ、翌年度以降提出する必要はありません。

### ②【市→申請者】

団体登録決定（却下）通知書の送付  
※申請書の審査後

### ③【申請者】

除雪作業の実施

### ④【市→申請者】

除雪作業上限回数決定通知書の送付  
※3/16以降、早急にお知らせします。

### ⑤【申請者→市】

報償金支給申請書の提出  
（作業日報、作業状況写真）  
※除雪作業上限回数のお知らせ後

### ⑥【市→申請者】

報償金支給決定（却下）通知書の送付  
※支給申請書の審査後

### ⑦【申請者→市】

請求書の提出

### ⑧【市→申請者】

報償金の支払い



## お問合せ先

道路課雪対策室（合併前、三和区、名立区、頸城区）

TEL : 025-520-5778 FAX : 025-526-3525

E-mail : snow@city.joetsu.lg.jp

浦川原区総合事務所 建設グループ（浦川原区、安塚区、大島区） TEL : 025-599-2303

柿崎区総合事務所 建設グループ（柿崎区、大潟区、吉川区） TEL : 025-536-6719

板倉区総合事務所 建設グループ（板倉区、牧区、中郷区、清里区） TEL : 0255-78-2141